

横手市公立保育所の民営化に係る設置・運営法人公募要項

平成 29 年 3 月に策定した「横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画」に基づき、下記の公立保育所の設置・運営を民営化し、社会福祉法人等に移管するにあたり、移管先法人を次の要項により公募します。

1 移管する公立保育所の概要

(1) たいゆう保育園

名 称	たいゆう保育園
所 在 地	横手市大雄字田村 45 番地 1
現 定 員	150 人
受 入 年 齢	0 歳（生後 8 週）～5 歳（就学前）
開 所 時 間	午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育時間を含む。）
保育サービス	延長保育 一時保育

(2) 植田・睦合統合保育所（仮称）

名 称	植田保育所
所 在 地	横手市十文字町植田字大清水 105 番地 5
現 定 員	50 人
受 入 年 齢	0 歳（生後 8 週）～5 歳（就学前）
開 所 時 間	午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育時間を含む。）
保育サービス	延長保育

名 称	睦合保育所
所 在 地	横手市十文字町睦合字川井川 3 番地
現 定 員	60 人
受 入 年 齢	0 歳（生後 8 週）～5 歳（就学前）
開 所 時 間	午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育時間を含む。）
保育サービス	延長保育

2 移管予定時期

平成 32 年 4 月 1 日

3 法人選定・民営化スケジュールの概要

年 度	月 日	内 容
平成 29 年度	10 月 10 日	公募要項及び応募書類配布開始
	10 月 10 日～20 日	公募要項等に関する質疑及び回答
	12 月 8 日	応募受付締切
	12 月中旬	第 1 回民営化法人候補者選定委員会開催 概要説明、審査基準・評価方法協議、応募法人の運営する保育所等現地視察
	1 月中旬	第 2 回民営化法人候補者選定委員会開催 事業提案説明（プレゼンテーション）、審査
	1 月下旬	民営化法人決定
	2 月上旬	用地決定
平成 30 年度	4 月～3 月	法人、保護者、関係機関との調整 施設整備に係る設計（法人実施）
平成 31 年度	4 月～3 月	引継保育の実施 施設整備（法人実施）
平成 32 年度	4 月 1 日	民営化移行

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 横手市内で特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を現に運営している法人または移管する保育所と同じ地域（旧市町村）に事業所を置く社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している法人であること。
- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する法人であること。
- (4) 租税に未納が無い法人であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員の利益につながる活動を行う法人に該当しないこと。

5 移管に伴う条件等

【用地・施設・備品等について】

(1) 用地（候補地の位置（別紙1）を参照）

①たいゆう保育園

横手市大雄字田村 72 番地、90 番地（市有地） 4,506.37 m²
（現たいゆう保育園グラウンド周辺）

②植田・睦合統合保育所（仮称）

横手市十文字町植田字一ト市 128 番地 1、128 番地 2、130 番地 1、130 番地 2、
131 番地 1、131 番地 2、136 番地 2（市有地） 3,700.61 m²
（旧十文字西中学校敷地内）

③用地の使用については、次のとおり取り扱うものとします。

ア 事業に要する敷地面積及び用地の詳細については、市と協議の上決定します。

イ 用地は当分の間、「横手市普通財産貸付料算定基準」（参考資料1）による有償貸付とします。

ウ 保育所以外の用途に供することはできません。

エ 市の承諾なく土地の形状の変更を行うことはできません。

オ 市の承諾なく新たな施設等を建設または設置することはできません。

カ 市の承諾なく第三者へ土地を転貸することはできません。

(2) 施設及び備品

①移管先法人は（1）の用地において保育所を新設した上で運営すること。

②保育所の施設設備その他施設の設置に要する経費は、移管先法人が負担するものとします。

③建設工事に係る施工業者については、公正かつ透明性が確保された事業となるよう競争入札により決定すること。

④秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年秋田県条例第 93 号。以下「県設備運営基準条例」という。）のほか関係法令等を遵守するとともに、市と協議の上、より良い保育環境の実現に努めること。

⑤建設工事を行うにあたり、地元自治会等と必要な協議及び調整を行うとともに、近隣への騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決については、移管先法人の責任において、誠意をもって対応すること。

⑥建設工事にあたっては、道路上での工事車両の駐車を最小限に止めるとともに、騒音・振動など近隣住民に配慮すること。

⑦備品は、情報関連機器（パソコン、プリンター、ソフト等）を除き、原則として無償譲渡します。

【保育所運営について】

(1) 関係法令等の遵守

①保育所の運営にあたっては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、県設備運営基準条例等関係法令及び通知、市の指導等を遵守し、移管先法人自らが経営すること。

②保育の内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を遵守すること。

（2）開所時間及び休所日

①開所時間は、移管前の時間帯（午前7時30分から午後7時00分）と同等とすること。
（延長保育時間を含む。）

②休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日とすること。

③ただし、①、②を超える開所時間及び開所日を設けることは妨げません。

（3）定員及び受入れ年齢

①定員については、「横手市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育の提供体制が確保できるよう市が移管先法人と協議の上設定します。なお、たいゆう保育園については120人、植田・睦合統合保育園（仮称）については90人を事業提案時の目安とします。

②乳児（生後概ね8週以降）から5歳児（就学前）までを受け入れること。

（4）職員配置

①県設備運営基準条例に定める配置基準以上の配置とすること。

②施設長は専任とし、児童福祉に熱意を持ち十分な知識を備えていること。

③保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置とすること。

④保育環境の変化から生じる、子どもや保護者の不安を軽減するため、公立保育所に勤務する保育士等非常勤職員が、移管後の保育所での就労を希望する場合は、移管前の雇用条件等の維持に配慮の上、雇用に努めていただくこと。（参考資料2「公立保育所非常勤職員処遇の現状」を参考にしてください。）

（5）保育内容

①保育内容については、国が定める保育所保育指針を遵守すること。

②移管までの準備期間において、円滑かつ計画的な引継ぎを行うこと。

③障がい児保育に理解を持ち、障がいの種類、状態に応じた適切な保育を実施するとともに、積極的な受入れを行っていただくこと。

④給食は自園調理とし、その提供にあたっては児童の体調や食物アレルギーに対する除去食の実施など、個別の案件に十分な配慮を行っていただくこと。

⑤原則として、移管前の年間行事を継承することとし、その他の行事の実施については、保護者会の同意を得て行っていただくこと。

⑥保護者からの実施の要望が強い行事や特別保育等については、可能な限り実施するよう努め、保育サービスの充実を図ること。

⑦地域住民との交流や地域行事への参加の機会を設けるなど、地域に開かれた保育所運営を目指すこと。

(6) 大雄子育て支援センター

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、横手市が実施する「地域子育て支援拠点事業」について、現在、たいゆう保育園内に設置している「大雄子育て支援センター」は移管後も事業を継続する必要があるため、移管先法人への事業委託について、市と協議の上決定します。

【その他】

(1) 保護者との協議

- ①移管先法人は、積極的に保護者との意思疎通を図り、質問・意見・要望等には誠意を持って対応すること。
- ②移管先法人は移管前に、保育所運営について保護者との意見交換の機会を設けること。
- ③保護者に新たな費用の負担を求める必要が生じたときは、市と事前に協議の上、保護者の理解を得て行っていただくこと。
- ④苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、市及び保護者に対して明確にすること。

(2) 引継保育の実施

移管にあたっては、環境が変わることによる入所児童への影響や保護者の不安軽減に最大限配慮するため、引継保育を実施します。

- ①引継保育を実施するにあたり移管先法人は、保育所開所の前年の平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間、保育士を嘱託職員として移管前の保育所へ出向させること。なお、保育士の人数等については、市と協議の上決定します。
- ②引継保育に従事した移管先法人の保育士は、移管後も引き続き法人職員として移管する保育所へ勤務させること。
- ③引継保育に従事する移管先法人の保育士の人件費相当分については、市が予算の範囲内で必要と認める額を負担するものとします。

6 建設等に係る助成

横手市社会福祉法人の助成に関する条例（平成 17 年横手市条例第 97 号）及び横手市社会福祉法人に対する助成基準（平成 25 年横手市訓令第 1 号）に基づき下記のとおり額を助成します。

なお、国の保育所等整備交付金交付要綱及びその他制度等に変更があった場合は、再度検討をすることもあります。

区 分	助 成 率
(1) 交付基礎分	保育所等整備交付金交付要綱に規定する国が交付する交付金に当該交付金の 5/11 の額を加えた額
(2) 市単独補助分	補助対象経費に係る自己資金の 1/2 に相当する額

(3) 公立保育所民営化移行嵩上分	補助対象経費に係る自己資金の1/4に相当する額
-------------------	-------------------------

※ただし、(2)、(3)の合計額は150,000千円を上限額とします。

7 応募手続

(1) 提出書類

横手市公立保育所設置・運営民営化法人応募申込書(様式第1号)及び応募関係書類一覧表(別紙2)に掲げる書類

(2) 提出部数及び規格

- ①正本1部及び副本(複写可)13部
- ②証明書類の原本及び参考資料を除き、提出書類はA4判(両面印刷可)で作成の上、ファイル(A4-S)綴じとすること。なお、表紙と背表紙には、法人名及び応募する保育所名を記載すること。
- ③提出書類にはインデックスを貼付し、インデックスごとにページを記載すること。

(3) 公募要項及び応募書類の配布

平成29年10月10日(火)以降、横手市健康福祉部子育て支援課において配布します。また、横手市ホームページからダウンロードすることもできます。

(4) 応募書類の受付期間及び時間

平成29年10月10日(火)～平成29年12月8日(金)(土・日・祝日を除く)
受付時間：午前9時～午後5時

(5) 公募要項等の配布及び応募書類の提出先(担当課)

〒013-0023 横手市中央町8番2号
横手市健康福祉部 子育て支援課 保育環境整備係
電話 0182-35-2133 FAX 0182-32-9709 E-mail: kosodate@city.yokote.lg.jp

(6) 提出方法

事前に電話連絡の上、提出先に持参するものとします。(郵送による提出は不可。)

(7) その他

- ①提出書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- ②本要項に定める書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ③受付期間終了後は提出された書類等の再提出及び差替えは原則として認めません。
- ④書類等の作成及び提出に要する経費等応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- ⑤申請内容等に関し、横手市情報公開条例(平成17年横手市条例第23号)に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき取り扱うものとします。
- ⑥申請を取り下げの場合は、取り下げ書(任意の様式)を提出してください。

8 公募要項等に関する質疑及び回答

公募要項等に関して質疑がある場合は次によることとします。

(1) 提出方法

公募要項等に関する質問書（別紙3）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出してください。電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期間

平成29年10月10日（火）～平成29年10月20日（金）

(3) 回答方法

質疑事項及び回答内容はFAXまたは電子メールで順次回答します。また、応募した全ての法人に対して同内容を情報提供します。

9 移管先法人の選定

(1) 移管先法人の選定は、「横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査及び事業提案説明（プレゼンテーション）を行っていただき、その審査結果に基づき移管先法人の候補者を選定します。（事業提案説明の日時・場所等の詳細については、公募期間終了後にあらためて通知します。）

(2) 選定委員会からの報告を受け、市が移管先法人を決定します。また、選定結果は市ホームページ等で公表し、応募した全ての法人等に対し書面で通知します。

(3) 移管先法人の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容の継続・向上が可能であるかについて、「公立保育所民営化法人候補者の選定に係る評価項目」（別紙4）に基づき審査します。

10 覚書の締結

市が当該事業に関する保育所設置・運営法人と決定した者は、整備、運営等について市と覚書を締結することとします。

11 その他

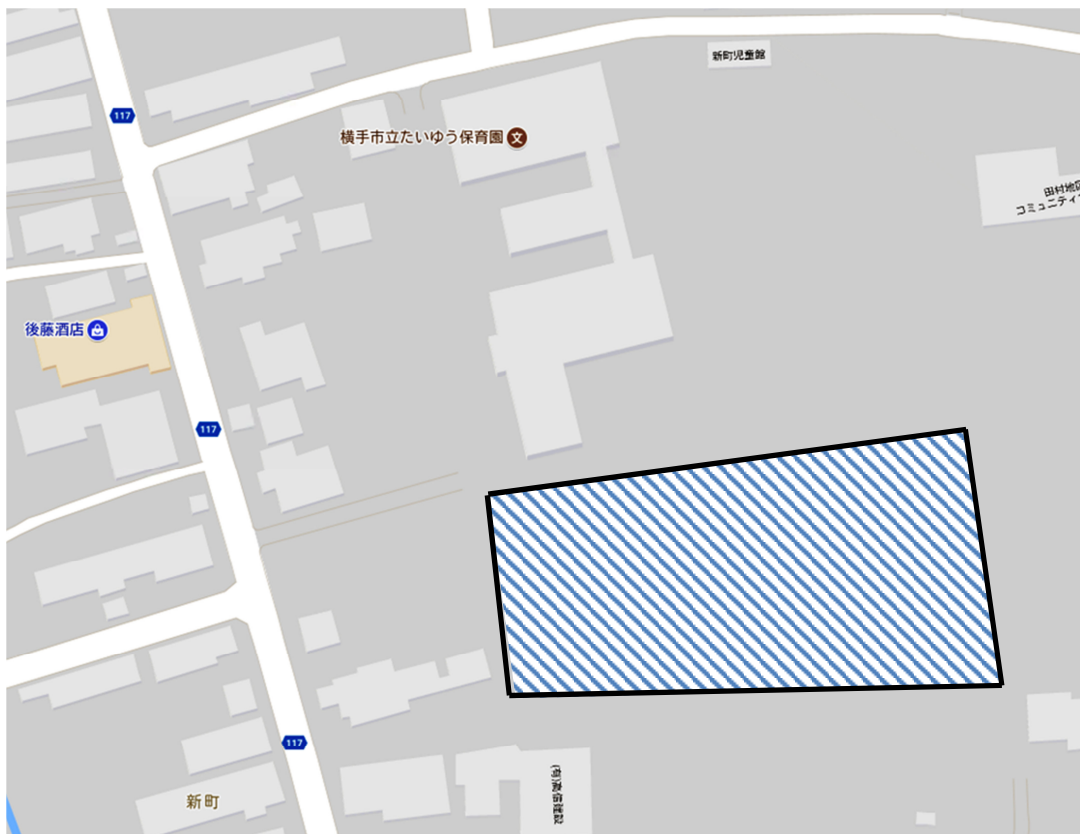
(1) 移管先法人決定後、移管する保育所の保護者が移管先法人の運営する保育所等の見学を希望された場合は、積極的に対応していただきますようお願いいたします。

(2) 上記1から10に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

(3) 国や市の制度改正等に伴い、本公募要項に記載した条件及び内容等について、変更する必要が生じた場合は、市と協議を行い変更するものとします。

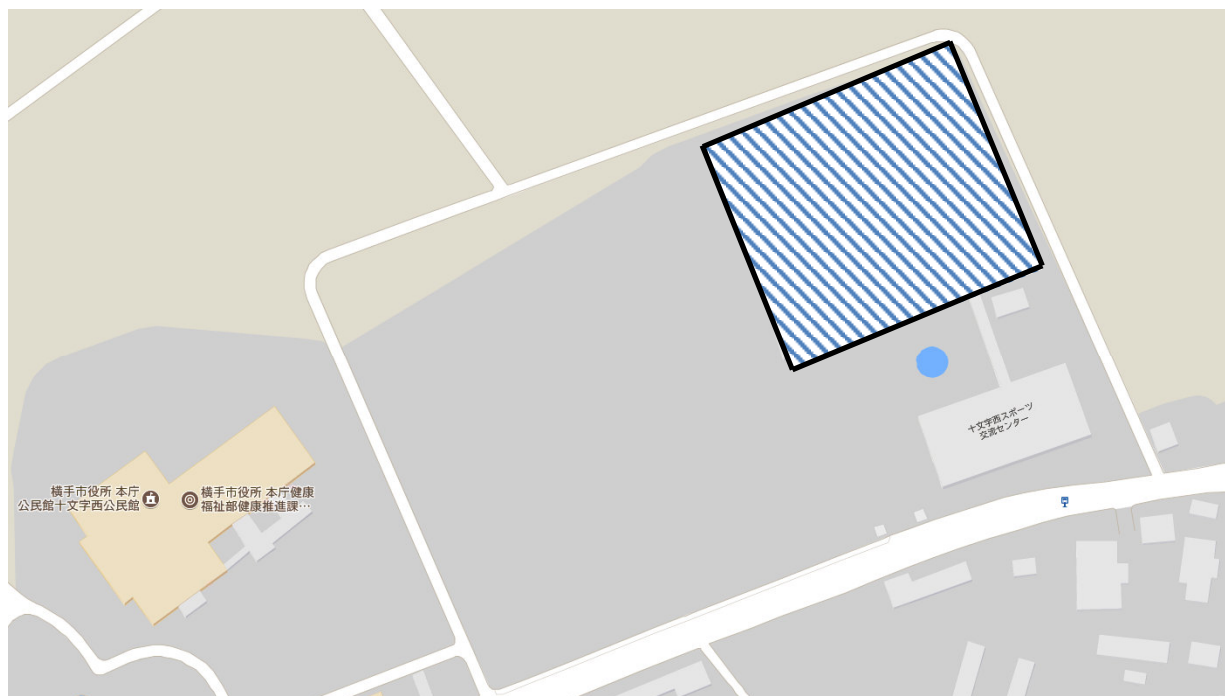
候補地の位置【たいゆう保育園】

横手市大雄字田村 72 番地、90 番地
(現たいゆう保育園グラウンド周辺)



候補地の位置【植田・睦合統合保育所（仮称）】

横手市十文字町植田字一ト市 128 番地 1、128 番地 2、130 番地 1、130 番地 2、
131 番地 1、131 番地 2、136 番地 2
(旧十文字西中学校敷地内)



(別紙2)

応募関係書類一覧表

法人名

応募する保育所名 :

- 提出書類はA4判(両面印刷可)で統一すること。
- 提出部数は正本×1部、副本(複写可)×10部
- この一覧を一番上にし、下表のインデックスNo.順にインデックス(番号を記載)を貼付、また、インデックスごとにページ番号を付けてファイル(A4タテ)に綴じること。なお、ファイルの表紙と背表紙には応募する保育所名と法人名を記載すること。
- 添付する書類については、チェック欄に○を付けること。

インデックスNo.	提出書類	様式	チェック欄
1	横手市公立保育所設置・運営民営化法人応募申込書	様式第1号	
2	法人に関する調書	様式第2号	
3	法人の役員名簿	様式第3号	
4	定款及び諸規程(運営、施設管理、就業、給与、経理ほか)の写し ※定款は原本証明をすること。		
5	履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し) ※応募前1か月以内に証明されたものに限る。		
6	代表者の印鑑登録証明書 ※応募前1か月以内に証明されたものに限る。		
7	法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類(経営理念や事業概要、組織図、施設整備実績、パンフレット等)		
8	平成29年度における法人の事業計画書及び収支予算書		
9	直近3年間の法人指導監査結果の写し		
10	当応募に関する理事会の議事録		
11	平成29年度における現に運営する施設の事業計画書		
	(添付書類) 職員の勤務体制表		
12	現に運営する保育所の概要	参考様式1	
	(添付書類) 施設案内、パンフレット等		
	(添付書類) 現に運営する施設の職員数、職員の平均勤続年数、平均年齢、採用者数、退職者数(過去3年間)	参考様式2	
13	直近3年間の保育所指導監査結果の写し		
14	移管保育所の事業計画書	様式第4号	
	(添付書類) 職員研修計画等		
	(添付書類) 職員の勤務体制表		
	(添付書類) 履歴書(施設長予定者及び主任保育士予定者) 資格証明書等の写し(施設長予定者及び主任保育士予定者の保育士・保健師・看護師の資格)		
15	施設整備に係る資金計画書	様式第5号	
16	平成32年度から3か年度の移管保育所の運営収支計画書	様式第6号	

インデックスNo.	提出書類		様式	チェック欄
17		直近3期分（平成26～28年度）		
	-①	財産目録		
	-②	資金収支内訳表（第一号第二様式）		
	-③	事業区分別資金収支内訳表（第一号第三様式）		
	-④	法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）		
	-⑤	事業区分別事業活動内訳表（第二号第三様式）		
	-⑥	法人単位貸借対照表（第三号第一様式）		
	-⑦	事業区分別貸借対照表内訳表（第三号第三様式）		
18		都道府県民税、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する書類 ※応募前1か月以内に証明されたものに限る。		

(別紙3)

公募要項等に関する質問書

平成 年 月 日

法人名・部署名	
担当者職・氏名	
住 所	
電 話	
F A X	
Eメール	

申込保育所名	
--------	--

○質問内容

※公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

公立保育所民営化法人候補者の選定に係る評価項目

項目	着眼点	評価の参考資料
1	法人及び保育所運営について	
	(1) 移管保育所を運営するにふさわしい応募動機を有しているか。	2 法人に関する調書 3 法人の役員名簿 4 法人の定款及び諸規程
	(2) 法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか。	7 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類 8 平成29年度における法人の事業計画書及び収支予算書 9 直近3年間の法人指導監査の写し
	(3) 法人の沿革や理事会等の体制は、良好な保育所運営を期待できるか。	10 当応募に関する理事会の議事録 14 移管保育所の事業計画書（①応募した動機・経緯） 17 直近3期分の財務諸表（財産目録、資金収支内訳表（第一号第二様式）、事業区分別資金収支内訳表（第一号第三様式）、法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）、事業区分別事業活動内訳表（第二号第三様式）、法人単位貸借対照表（第三号第一様式）、事業区分別貸借対照表内訳表（第三号第三様式））
	(4) 職員の労務管理は適切であるか。	
	(5) 安定的な経営を行うための財政的余裕があるか。	
2	保育所の運営状況について	
	(1) 保護者に対して、保育理念や目標等が情報提供できているか。	
	(2) 過去3年の行政指導監査において、重大な指摘事項がなかったか。また、指摘事項についての適切な改善が行われているか。	11 平成29年度における現に運営する施設の事業計画書 12 現に運営する保育所の概要 13 直近3年間の保育所指導監査結果の写し
	(3) 職員の配置や職務分担はバランスの取れたものになっているか。	
3	移管保育所の設置・運営について	
	(1) 保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。	
	(2) 職員の資質を向上させるための研修機会等は十分であるか。	
	(3) 児童の健康管理に対しての配慮は適切か。	
	(4) 児童の発育や健康状態に応じた給食や食育への考え方は十分かつ適切か。また、アレルギー児等配慮を要する児童に対し適切に対応可能な体制があるか。	
	(5) 障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について十分に理解があり、対応が適切か。	
	(6) 衛生管理、安全管理の考え方は十分かつ適切か。	
	(7) 保護者との連携、連絡体制は適切か。	
	(8) 地域住民との交流や行事参加、地域貢献、公共機関等との連携について積極的取り組みのものになっているか。	
	(9) 虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか。	
	(10) 緊急時の危機管理に関するマニュアルを整備し、訓練体制を確立しているか。	14 移管保育所の事業計画書 15 施設整備に係る資金計画書 16 平成32年度から3か年度の移管保育所の運営収支計画書
	(11) 要望・苦情等に対する処理体制の取組は評価できるか。	
	(12) 職員の処遇や雇用形態、継続的な雇用に関する考え方は適切か。	
	(13) 施設長及び主任保育士の保育所等における経験年数は十分か。	
	(14) 特別保育事業に積極的に取り組むものになっているか。また、必要性を理解し、具体的な方向性を持っているか。	
	(15) 園解放、子育て相談等地域の子育て支援に積極的に取り組むものになっているか。	
	(16) 引継保育に対する考え方や対応は適切か。	
	(17) 移管保育所に勤務している臨時保育士等について、積極的に正規（常用雇用）職員に採用する職員配置計画となっているか。	
	(18) 収支予算計画は適切であり、良好な施設運営が見込まれるか。	
	(19) 施設建設のための自己資金が確保されているか。また、償還に係る財源及び方法に無理はないか。	

様式第1号

横手市公立保育所設置・運営民営化法人応募申込書

平成 年 月 日

横手市長様

所在地 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____

「横手市公立保育所の民営化に係る設置・運営法人公募要項」に基づき、公立保育所の設置・運営民営化法人の応募について、別紙のとおり関係書類を添えて申し込みます。

1. 申込保育所名 _____

2. 添付書類 応募関係書類一覧表（別紙2）のとおり

【連絡先】

法人名・部署名	
担当者職・氏名	
住所	〒
電話	
FAX	
E-mail	

様式第2号

法人に関する調書

平成 年 月 日現在

法人名	ふりがな				
所在地					
代表者名	ふりがな				
設立年月日	年 月 日				
登記年月日	年 月 日				
基本財産	円				
職員数	役員 人 ・ 職員 人				
役員構成	※インデックス No. 3 法人の役員名簿（様式第3号）を参照				
現に運営している保育所等 ※保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設等について記入すること。	施設種別	施設名	所在地 (県・市)	設立年月日	定員
現に運営する保育所等以外の社会福祉施設					
ホームページURL					
上記以外の法人の事業概要					

※記入欄が不足する場合には、様式を加工して欄を増やすか、任意様式の別紙に記載してください。

様式第3号

法人の役員名簿

平成 年 月 日現在

法人名	ふりがな				
役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所	備考

1. 法人の役員全員について記載してください。
2. 備考欄には他法人等の役員（または代表者）を兼ねている場合において、法人等の名称と役職名を記載してください。
3. 応募資格の調査のため、関係機関等へ照会することがあります。
4. 記入欄が不足する場合には、様式を加工して欄を増やすか、任意様式の別紙に記載してください。

(参考様式1)

現に運営する保育所の概要

※任意様式としますが、記載する内容については次の事項に留意して作成すること。

1 施設の概要

- 保育所名、所在地、定員、認可年月日、開所時間、受入年齢（月齢）
- 施設長の経験年数及び資格の有無
- 職種別職員数（常勤・非常勤の別を含む。）、平均勤続年数、充足状況
- 過去3か年の3月初日における年齢別入所児童数

2 運営の実績

- 保育所の運営方針、保育目標、保育計画、年間行事实績など
- 特別保育事業の概要及び実績
- 育児相談や育児講座、園庭解放、園行事への参加呼びかけなど、地域の子育て家庭への支援の状況
- 職員の研修内容や実績
- 健康管理に関する取組
児童の健康管理に特に留意している点、健康診断、アレルギー児への対応、医療機関との連携などについて具体的に記載
- 衛生面・安全面の確保に対する取組
- 給食に対する取組（直近月の「献立表」を添付すること。）
特に工夫している点、職員の検便、食の安全に対する配慮、発達・発育及び健康状態に応じた給食、アレルギー児への対応、食育への考え方、献立作成に際して留意している点などを具体的に記載すること。
- 保護者が費用を負担する内容及び金額
- 過去3か年における障がい児の受入状況（年齢、障がいの種類・状態など）
- 保護者から寄せられた苦情等の内容とその対応
- 地域及び関係機関との連携や、近隣住民へ配慮していることなどを具体的に記載すること。
- 危機管理への対応（防火・防災、不審者侵入、事故、感染症などへの対応）
- 保育所からの情報提供の取組

(参考様式2)

現に運営する施設の職員数、職員の平均勤続年数・平均年齢・採用者数・退職者数

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
現に運営している保育所等 ※保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設等について記入すること。	職員数	人	人	人
	施設数	施設	施設	施設
	平均勤続年数	年	年	年
	平均年齢	歳	歳	歳
	年間採用者数	人	人	人
	年間退職者数	人	人	人
現に運営している保育所等以外の社会福祉施設	職員数	人	人	人
	施設数	施設	施設	施設
	平均勤続年数	年	年	年
	平均年齢	歳	歳	歳
	年間採用者数	人	人	人
	年間退職者数	人	人	人

1. 職員数、施設数、平均勤続年数、平均年齢については、各年度4月1日時点の数値を記載してください。
2. 平均勤続年数、平均年齢については小数点以下第1位まで記載してください。(小数点以下第2位で四捨五入)
3. 様式は任意のものとしします。

様式第 4 号

移管保育所の事業計画書

法人名 _____ :

申込保育所名 _____ :

各項目についてできるだけ具体的に記載してください。また、必要に応じて適宜枠を拡幅・縮小してください。

①定員

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人 数							

※（参考資料 3）「入所児童数の推移と推計」を参考に記載してください。

②応募した動機・経緯

③保育所の運営方針・保育目標

※移管保育所における運営方針、保育目標に関する考えを記載してください。

④職員の資質向上に向けた取組

※保育技術・知識習得のための職員研修の実施等に対する考え方等を具体的に記載してください。
※平成 29 年度の職員研修計画・スケジュール等を添付してください。（既成のもので可）

④在園児の健康管理に関する取組

※健康診断や日常の健康管理、保護者との連絡体制等についても記載してください。

⑤給食・食育についての考え方

※児童の発達・発育、健康状態に応じた給食やアレルギー児への対応、食育への考え方等について記載してください。

※アレルギー児に対するマニュアル等があれば添付してください。

⑥特別な支援を要する子どもの保育についての考え方

※障がいのある児童の保育に対する考え方やその実績、研修計画等についても記載してください。

⑦保育環境（衛生面・安全面）を整えるための取組

※衛生管理、安全管理に関するマニュアル等があれば添付してください。

⑧保護者との連絡・連携に対する取組

※保護者の保育参加や個別面談等の実施実績についても記載してください。

⑨地域及び関係機関との連携に関する取組

※地域との交流（行事参加等）や地域への貢献、公共機関等との連携について、実施実績も含めて記載してください。

⑩虐待の防止及び早期発見に対する取組

※児童虐待やネグレクト（育児放棄）等の早期発見に向けた取組と、発見した場合の法人としての対応等について記載してください。

※研修等の実施実績についても記載してください。

※マニュアル等があれば添付してください。

⑪危機管理に対する取組

※災害・事故発生時や不審者の侵入、感染症等への対応や訓練内容について記載してください。
※研修等の実施実績についても記載してください。
※マニュアル等があれば添付してください。

⑫要望・苦情解決に対する取組

※事例に基づく要望・苦情等への対応体制や取組、外部（第三者）委員等の活用等について具体的に記載してください。

⑬職員の確保と勤務体制

※職員採用の方法・時期・採用見通しや、継続雇用への取組等について記載してください。
※現在運営している施設からの異動予定数についても記載してください。
※施設長及び主任保育士予定者については、履歴書（任意様式）、資格証明書等の写しを添付してください。

■施設長予定者

氏名：

年齢：

保育士（保健師・看護師）資格：有（ 年 月 日取得）・無

保育所等児童福祉施設での勤務経験：有（ 年）・無

保育所等児童福祉施設での施設長としての経験：有（ 年）・無

■主任保育士予定者

氏名：

年齢：

保育士資格： 年 月 日取得

保育所等児童福祉施設での勤務経験：有（ 年）・無

保育所等児童福祉施設での主任保育士としての経験：有（ 年）・無

⑭特別保育事業等への取組

※延長保育事業や一時保育事業、休日保育事業、病児保育事業等への取組について、職員配置の考え方や、実施実績も含めて記載してください。

⑮地域の子育て家庭支援への取組

※考え方のほか、実施実績や取組等があれば記載してください。

⑯引継ぎの具体的な計画

※主に次の3点を中心に記載してください。

①選定されてから引継保育を開始するまでの引継ぎ方法（事務関係、行事等）

②引継保育に従事する保育士の確保（法人内の異動）、及び調理・看護業務等の保育以外の園業務についての把握・引継ぎ方法や考え方

③園児や保護者に対する配慮

※移管対象保育所の非常勤職員等の採用に関する考え方

〇〇保育園（保育所）施設整備に係る資金計画書

法人名 _____

(1) 整備費等内訳(A)

単位:千円

項目		予算額	備考
補助対象工事費	建築工事		a
	電気設備工事		b
	機械設備工事		c
	外構工事		d 門扉・塀・フェンスのみ
	①直接工事費	0	a~dの計
	②共通仮設費		①×〇〇%
	③純工事費	0	①+②
	④現場管理費		③×〇〇%
	⑤工事原価	0	③+④
	⑥一般管理費等		⑤×〇〇%
⑦工事価格	0	⑤+⑥ 千円未満切捨て	
⑧消費税額	0	⑦×8%	
⑨本工事費	0	⑦+⑧	
設計管理費等	⑩基本設計費		
	⑪実施設計費		
	⑫設計管理費		
	⑬消費税額	0	(⑩+⑪+⑫)×8%
	⑭設計管理費等計	0	⑩~⑬の計
小計		0	⑨+⑭ ※補助金算定上の事業費総額
その他			
小計		0	
合計		0	

(2) 財源内訳

単位:千円

項目		予算額	備考
補助金	※(参考資料4)を参照し金額を記載すること		定員〇〇名
法人負担	①借入金(福祉医療機構または金融機関)		
	②借入金(市整備資金貸付)		
	③その他()		
	④自己負担		
合計		0	

※合計金額は(1)整備費等内訳(A)の合計金額と一致します。

①~③借入金の内訳

単位:千円

借入先	元金	利子	計	償還年限	年間償還額
			0		
			0		
			0		
			0		
			0		
合計	0	0	0		

※合計金額は(2)財源内訳の①~③借入金の計と一致します。

⑤自己資金の内訳

単位:千円

項目	金額
預金	
寄付金	
その他	
合計	0

※合計金額は(2)財源内訳の⑤自己資金と一致します。

(参考資料1)

横手市普通財産貸付料算定基準

【公共用目的の場合（社会福祉法人、学校法人等）】

市有地の貸付標準額（土地台帳評価額）× 1.4%

※「貸付標準額（土地台帳評価額）」とは前年度における市有地の近傍類似地の固定資産課税標準額の1平方メートルあたりの額に、当該貸付に係る面積を乗じて得た額をいう。

(参考)

- ・ 今年の現たいゆう保育園隣接宅地1平方メートルあたりの評価額・・・2,331円/㎡
- ・ 今年の旧十文字西中学校隣接宅地1平方メートルあたりの評価額・・・2,730円/㎡

⇒ 上記を参考に計算した場合の社会福祉法人が運営する社会福祉事業の貸付単価

■ 現たいゆう保育園グラウンド周辺	$2,331 \text{ 円/㎡} \times 1.4\%$	$=$	33 円/㎡
■ 旧十文字西中学校敷地内	$2,730 \text{ 円/㎡} \times 1.4\%$	$=$	38 円/㎡

※上記貸付標準額は現時点でのものであり、実際に貸付する際には多少変動する可能性がありますので、ご了承ください。

(参考資料2)

公立保育所非常勤職員処遇の現状

職名	区分	時給	※月額	就業時間	月平均 就労日数	月平均 時間外勤務時間	通勤手当	昇給	賞与	有給休暇	休日等
保育士	1～2年目	960	151,200	7.5h/日 (37.5h/週)	21日/月	20h/月	上限8,000円/月	なし	なし	10日+夏季休暇2日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日制 ・日曜・祝日休み ・月1～2日土曜日勤務あり
	3年目～	1,030	162,225								
	役職等あり	1,100	173,250								
栄養士		960	151,200			2h/月					
調理員		840	132,300			10h/月					
運転手兼業務員		1,020	160,650			4h/月					
添乗員兼清掃員		840	132,300			2h/月					

(参考資料3)

入所児童数の推移と推計

■地域別0～5歳人口の推移と推計(H17～H37 各年10月1日現在)

	0歳					1歳					2歳					3歳					4歳					5歳					0～5歳				
	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37
横手地域	284	302	237	200	178	289	230	219	209	187	305	301	250	205	183	297	306	268	241	215	271	272	297	248	221	328	281	264	233	208	1,774	1,692	1,535	1,336	1,192
増田地域	52	33	33	27	25	46	36	32	29	26	60	47	27	28	25	53	47	36	33	30	70	49	47	34	31	71	52	36	32	29	352	264	211	183	166
平鹿地域	96	71	62	62	55	97	93	74	65	58	98	88	74	63	56	102	97	88	74	66	101	97	79	77	69	115	109	87	72	64	609	555	464	413	368
雄物川地域	86	48	34	39	35	66	63	49	41	37	81	57	52	40	36	81	75	45	47	42	83	62	57	49	44	81	85	52	46	41	478	390	289	262	235
大森地域	47	35	19	26	23	36	38	35	27	25	50	33	23	27	24	46	52	36	31	28	53	45	39	33	29	55	47	36	30	27	287	250	188	174	156
十文字地域	103	84	65	66	59	95	98	88	70	62	115	98	64	68	61	108	84	100	80	72	131	112	82	83	74	142	95	81	78	69	694	571	480	445	397
山内地域	19	22	14	12	11	22	20	11	13	11	21	17	11	12	11	27	30	15	15	13	25	29	21	15	14	27	23	20	14	13	141	141	92	81	73
大雄地域	34	35	20	20	18	39	30	19	21	19	32	36	23	20	18	31	29	25	24	21	38	31	28	25	22	46	38	31	23	21	220	199	146	133	119

■地域別入所児童数の推移と推計(H27～H37 各年4月1日現在 市内認可保育所のみ)

	0歳					1歳					2歳					3歳					4歳					5歳					0～5歳				
	H27	H28	H29	H32	H37	H27	H28	H29	H32	H37	H27	H28	H29	H32	H37	H27	H28	H29	H32	H37	H27	H28	H29	H32	H37	H27	H28	H29	H32	H37	H27	H28	H29	H32	H37
横手地域	76	76	47	68	60	157	175	151	155	138	186	181	189	158	141	216	206	228	197	176	246	222	262	219	195	196	243	277	202	180	1,077	1,103	1,154	999	890
増田地域	8	5	10	7	6	19	17	15	17	15	17	26	21	16	15	46	27	31	31	28	25	47	27	30	28	40	26	46	28	25	155	148	150	129	117
平鹿地域	35	29	23	33	30	67	68	71	58	52	84	82	83	62	55	96	95	86	82	73	81	95	96	84	76	117	79	95	87	77	480	448	454	406	363
雄物川地域	15	11	14	14	13	31	27	31	22	20	34	39	32	27	24	32	47	53	33	30	45	41	47	36	32	38	56	43	34	30	195	221	220	166	149
大森地域	4	1	8	4	4	21	18	17	18	16	28	29	19	24	21	39	32	30	32	29	41	37	32	35	30	39	40	36	30	27	172	157	142	143	127
十文字地域	23	18	15	21	19	46	39	52	40	36	60	51	47	50	45	73	65	72	59	53	54	72	87	57	51	77	57	94	55	49	333	302	367	282	253
山内地域	4	3	4	4	3	7	11	8	9	8	13	8	14	10	10	9	13	6	14	12	23	10	13	14	13	20	24	11	13	12	76	69	56	64	58
大雄地域	5	5	3	6	5	14	9	14	11	10	15	16	10	14	12	32	20	26	24	21	25	32	20	24	21	33	25	33	23	21	124	107	106	102	90

※保護者の住所地別ではなく、保育所の所在地域別のもの

■保育所別入所児童数の推移(H27～H29 各年3月31日現在)

【たいゆう保育園】

	H27	H28	H29
0歳	10	9	12
1歳	9	14	9
2歳	28	16	18
3歳	24	33	20
4歳	34	25	33
5歳	36	33	24
計	141	130	116

【植田保育所】

	H27	H28	H29
0歳	4	4	2
1歳	11	6	5
2歳	3	14	6
3歳	6	5	13
4歳	7	8	5
5歳	5	7	8
計	36	44	39

【睦合保育所】

	H27	H28	H29
0歳	5	5	4
1歳	9	6	6
2歳	13	10	6
3歳	7	14	11
4歳	13	8	14
5歳	15	13	7
計	62	56	48

(参考資料4)

施設整備費に係る補助金額算定

様式第5号 施設整備に係る資金計画書の(2)財源内訳の補助金額については、下記の補助金額を用いて積算すること。

■ 交付基準額

単位:千円

区 分		積 算 内 訳	金 額
本体工事費	定員71～100名	1施設あたり基準額	97,200
	定員101～130名		116,900
	定員131～160名		135,300
※特殊付帯工事加算		生活雑排水等の循環・再利用、生ごみ等処理、太陽光・熱利用等に係る設備であり、建物と一体的に整備する場合に該当する。	8,110
設計料加算	定員71～100名	本体工事費×5%(千円未満切捨て)	4,860
	定員101～130名		5,845
	定員131～160名		6,765
土地借料加算		新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に該当する。(工事着工日までの費用も含む。)	12,300
計	定員71～100名	※特殊付帯工事加算を除く額の計(該当する整備内容がある場合は加算額を加えること)	114,360
	定員101～130名		135,045
	定員131～160名		154,365

■ 補助金額

区 分		積 算 内 訳	金 額
①国	定員71～100名	交付基準額	114,360
	定員101～130名		135,045
	定員131～160名		154,365
②市(交付基礎分)	定員71～100名	国交付額×5/11(千円未満切捨て)	51,981
	定員101～130名		61,384
	定員131～160名		70,165
③市(単独分)		【様式第5号(1)整備費等内訳(A)合計－①－②】× 1/2 (千円未満切捨て)	
④市(嵩上分)		【様式第5号(1)整備費等内訳(A)合計－①－②】× 1/4 (千円未満切捨て)	
補助金 計(①～④)			

※③+④は1億5千万円を上限とする。

【留意事項】

交付基準額及び補助金額は「平成29年度保育所等整備交付金交付要綱」及び「横手市社会福祉法人に対する助成基準」に基づくものであり、実際の整備時には要綱改正等により変更となる場合があります。